

居宅介護支援事業者による指定介護予防支援に関するQ&A

No.	質問	回答
1	要支援の全プランが対象になるのですか？ 事業対象者は対象になるのでしょうか？	事業対象者は対象外です。 要支援の方でも介護予防ケアマネジメントの方は対象外となります。
2	指定を受けた後の、現プランの取扱いはどうなるのでしょうか？	指定を受ける際、予め委託元の地域包括支援センター（以下「包括」という。）へ連絡の上、利用者との契約方法について調整してください。直接担当される場合は、利用者と新規契約の締結が必要です。ただし、介護予防ケアマネジメントのプランについては引き続き包括との契約となりますのでご注意ください。 ※指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援のプランを作成することは可能です。
3	単位数はどうなりますか？	【現行】 438単位 【改定後】 介護予防支援費(Ⅰ)442単位 包括が行う場合 介護予防支援費(Ⅱ)472単位 指定居宅介護支援事業者が行う場合 指定を受けた場合は介護予防支援費(Ⅱ)となります。
4	保険者ごとに指定を受ける必要があるのですか？	廿日市市の被保険者の介護予防支援を行う場合は、廿日市市での指定を受ける必要があります。
5	指定を受けて利用者と直接契約になった場合、今後の包括との関係性はどうなりますか？困難事例などの相談はできなくなるのでしょうか？	利用者との直接契約になることで、請求業務を各事業所で行っていただく必要があります。しかし、今後もプランや支援について相談、連携は可能です。 利用者についての相談は利用者居住地管轄の包括、プランの書き方や書類等の相談は事業所の所在地管轄の包括へご相談ください。
6	指定を受けると利用者の紹介はしてもらえなくなりますか？	委託契約の有無にかかわらず、今後も利用者の紹介をさせていただきます。
7	指定を受けることで、事業所の業務量が増えるのではないですか？	包括による給付管理がなくなるため、各事業所において直接請求業務を行っていただく必要があります。
8	今後包括の介護予防支援業務はなくなるのですか？	地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援など、包括の業務をより適切に行うため、また、介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に実施していただきやすくするための改正です。 したがって包括による介護予防支援業務自体がなくなるわけではありません。

No.	質問	回答
9	介護予防ケアマネジメントに変更した場合の取扱いについて教えてください。	<p>介護予防のサービスを利用されている方が、総合事業のみ利用になるなど介護予防ケアマネジメントのみになった場合は、包括と利用者との契約が必要になり、居宅介護支援事業所は、包括からの委託を受けての業務となります。</p> <p>あらかじめ利用者と事業所（介護予防支援）、利用者と包括（介護予防ケアマネジメント）の3者で契約を取り交わして頂くことで、ケアプランの変更時の対応がスムーズになります。</p> <p>利用者の意向を踏まえて決定してください。</p> <p>ただし、変更時には居宅の変更届を提出いただく必要がありますのでご注意ください。</p>
10	介護予防ケアマネジメントに変更した場合、被保険者証の取扱いについて教えてください。その都度証を差替える事になるのでしょうか？	<p>介護予防のサービスから介護予防ケアマネジメントのみに変更した場合などは、被保険者証へあらかじめ事業所名（介護予防支援）と包括（介護予防ケアマネジメント）の名称を併記しておくことで差し替えを不要とします。この際、届出日などが更新されないため、各事業所においても変更届の控えを保管するなどして対応してください。ただし、この取扱いはあらかじめ利用者と事業所（介護予防支援）、利用者と包括（介護予防ケアマネジメント）の3者で契約を取り交わして頂く場合に限りです。</p>